

地区名 小矢部市土地改良区

小矢部市土地改良区
配水計画

令和4年 2月
小矢部市土地改良区

<配水計画 目 次>

1. 小矢部市土地改良区配水施設等の概要

- (1) 施設調書(総括)
- (2) 地区委員会及び地区ブロック調書
- (3) 小矢部市土地改良区受益図(地区委員会、基幹施設のみ記載)
- (4) 小矢部市土地改良区配水計画組織図の概要

2. 配水計画

- (1) 配水方法
- (2) 適用範囲
- (3) 費用負担の考え方
- (4) 施設管理の考え方
- (5) 適用時期
- (6) 問い合わせ先
- (7) その他

1. 小矢部市土地改良区配水施設の概要

(1) 施設の概要

種類	ため池	頭首工	揚水機場	用排水路	農道	計
施設数 延長	27 力所 〔小矢部市全体 309ヶ所〕	74 力所	55 力所	967 km	130 km	156ヶ所 1,097km

(令和4年2月 施設台帳)

水利状況

小矢部市土地改良区の用水源は、小矢部川を境として東部は庄川水系であり県営庄川合口事業で築造した合口ダムより取水し、庄川左岸幹線水路によって導流し、若林口用水、鷹栖口用水、二万石用水により導水すると共に、旅川よりの四ヶ村用水と津沢大堰堤より取水した右岸幹線用水によりかんがいしている。西部については小矢部川水系と溪流水、ため池によりかんがいしていく。小矢部水系は小矢部川第三頭首工よりの砺中用水、津沢大堰堤より取水した左岸幹線用水と丘陵地帯より流れ出る各河川より取水しているが、一部ため池に依存しなければならない区域もある。

用水量は、比較的豊富であるが庄川水系、小矢部川水系共に末端に位置するので数年に一度は水不足に見まわれることがある。支線用水路は県営事業および維持管理事業等により順次改修されているが、昭和40、50年代には場整備事業により造成された施設が多く存在し、その更新時期が到来している。

(2) 地区委員会及び地区ブロック調書

1) 地区委員会の概要

地区委員会の概要					
地区委員会	受益面積 (ha)	組合員数 (名)	地区委員会	受益面積 (ha)	組合員数 (名)
小矢部川中部 用水地区委員会	(464.4) 9.2	(572) 25	水牧地区委員会	74.7	(65) 54
南谷地区委員会	93.6	(174) 171	若林地区委員会	156.8	(170) 163
埴生大池地区 委員会	98.9	(165) 151	蟹谷地区委員会	563.4	(613) 598
南部地区委員会	147.8	(164) 139	薮波地区委員会	134.8	(167) 142
子撫川流域地区 委員会	145.5	(296) 292	薮波北部地区 委員会	112.1	(107) 87
松沢地区委員会	273.5	(285) 269	戸久地区委員会	31.5	(51) 28
正得地区委員会	308.3	(271) 268	津沢地区委員会	260	(291) 285
荒川地区委員会	214	(277) 271	水島地区委員会	527.5	(519) 477
金屋本江地区 委員会	97.6	(85) 74	合 計	(3,704.4)	(4,272)
			17 地区委員会	3,249.2ha	3,494 名

()内は、地区委員会受益地の面積及び組合員数を示す。

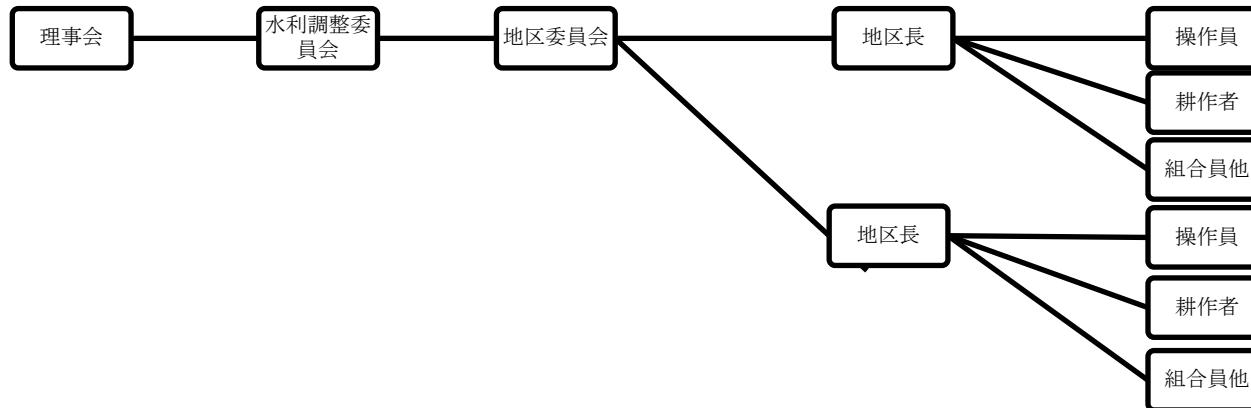
(令和3年3月31日)

2) 地区ブロック調書

別紙1による

(3) 小矢都市土地改良区受益図(地区委員会、基幹施設のみ記載)
別紙2による

(4) 小矢都市土地改良区配水計画組織図の概要



役割

理事会	<ul style="list-style-type: none"> 理事会は利水調整規程に基づき、配水計画を新たに策定、変更、廃止等する場合は、定める。 理事長は、配水計画の作成に当たり、必要に応じて、あらかじめ関係土地改良区その他の関係機関と協議を行うものとする。 理事長は、配水計画を定めたときは、速やかに、定款第6条による公告その他の方法により組合員に周知するものとする。 渴水時等における通水制限等については、理事会が決定するものとする。
水利調整委員会	<ul style="list-style-type: none"> 理事会の諮問機関 地区委員会からの申し入れにより配水計画を新たに策定又は変更する場合は、12月末日までに、意見を聴取するものとする。
地区委員会	<ul style="list-style-type: none"> 配水の単位となる地区（以下「地区ブロック」という。）を設定する。 地区ブロックごとに農用地の耕作者等の意見を代表する者（以下「地区長」という。）を1名選任し、水利調整委員会に報告 地区長等の申し入れにより配水計画を新たに策定又は変更する場合は、取りまとめ調整を行い、水利調整委員会へ申入れを行う。 渴水時における通水制限について理事会で決定したものについて地区長へ報告する。
地区長（地区ブロック）	<ul style="list-style-type: none"> 地区ブロック内にある農用地の耕作者等から聴き取り等を行い、その意向を把握するものとする。 配水計画に変更が必要な場合は、地区委員会へ申し入れを行う。 渴水時における通水制限について耕作者等へ理事会の決定を報告する。

2. 配水計画

(1)配水方法

- 1)地区委員会において地区ブロックごとに地区長を選任し、その地区ブロックごとに用水受益地に配水する。
- 2)水利権(許可、慣行)に基づく範囲内および期間内において、水源状況や天候等を勘案して、取水地点、分水地点における分水施設にて農業用水を配水する。
- 3)水利権の該当しない水源の用水受益地については、従前からの慣行による配水とする。

(2)適用範囲

本配水計画は、この土地改良区管内の各土地改良事業実施済の用水受益地および従前からの慣行により配水している用水受益地について適用するものとする。

(3)費用負担の考え方

この配水計画に係る維持管理費用については、地区委員会ごとに負担する。

(4)施設管理の考え方

維持管理計画書に基づき、土地改良区はその指導に当たり、直接の管理はそれぞれの地区委員会がこれを行う。

(5)適用時期

本配水計画は、令和2年3月21日から適用する。

(6)問合せ先

農業用水の利用の調整に関する問合せ先は、地区長とする。

令和4年2月9日 変更

(別紙1)

資料1

地区長

地区委員会名	地区ブロック名	ブロック長	地区委員会名	地区ブロック名	ブロック長	地区委員会名	地区ブロック名	ブロック長	地区委員会名	地区ブロック名	ブロック長
小矢部川中部	右岸幹線	高田 正実	子撫川流域	屋波牧	牧谷 良吉	荒川	芹川	日光 和雄		渋江	多田 照夫
	左岸幹線	川原 幸雄		矢波	大井 一夫		地崎	作田 茂		平田	高田 英世
南谷	嘉例谷	山田 豊一		嶺	細川 謙一		岡	吉田 隆志		平桜	中井 正人
	千石	奥村 真宏		岩崎	藤田 順一		石王丸	居島 秀夫		藤森	高藤 孝一
	峠	渡辺 茂夫		宮中	吉田 一夫		宇治新	藤田 外行		蟹谷五ヶ村用水	高田 英世
	荒間	安田 寛		横谷	細川 雅章		坂又	渋谷 武樹		蟹谷西五ヶ村用水	野澤 敏夫
	論田	前田 昭夫		桜町	平野 信明		東福町	日光 和雄		臼谷	岡本 和明
	谷坪野	多加 健司		宮須	谷 智子		二番割用水	日光 和雄		浅地	水戸 繁
	峰坪野	岡崎 良作		法楽寺	山下 権兵衛		岡又用水	高橋 隆一		安養寺	西尾 信秋
	道坪野	村上 健治		田川	河合 清文		荒川五ヶ村用水	高橋 信次		薮波北部	矢水町 石田 義弘
	安樂寺	林 清則		松沢	和沢	橋本 尚三	金屋本江	金屋本江	上田 千治	戸久	戸久 福江 清徳
	埴生大池	埴生大池五ヶ村用水	沼田 市郎	福上(下島)	林 宗之	水牧	水牧	藤田 俊弘		戸久用水	福江 清徳
埴生大池	埴生	池田 和之		島	中居 久雄	若林	下中	下川 章	津沢	清水	澤田 八太郎
	蓮沼北	小林 涼二		茄子島(福久)	砂田 繁益		西中	岩村 保治		鴨島	金谷 行雄
	野端	野村 和史		小神	片岡 昭市		砺波下中	長瀬 孝		蓑輪	大島 隆
	綾子	河本 孝志		野寺	桐山 政雄	蟹谷	末友	野澤 敏夫		興法寺	鳴田 幸二
	南部	道林寺	高林 良三	高木出	吉田 孝則		五郎丸	渋谷 政憲		下川崎	大浦 俊明
	西蓮沼	南 昭仁		鷺島	米永 誠生		八講田	大谷 利明		高木	大浦 勇
蓮沼南	蓮沼南	加賀谷 辰彦		赤倉	東 源治		北一	打越 富美夫	水島	水島	河原 修
	長	藤永 正之		小神用水	片岡 昭市		棚田	三箇 孝信		下後亟	古林 富士雄
	石坂	前田 健二		正得	七社	砂田 喜一	松尾	松田 靖孝		新西	澤田 勇
	三ヶ村	山本 博信		五社	高田 修一	松永	吉井 安則	内御堂		田中 靖	
	高屋敷	下開 康弘		道明	山田 定二郎	小森谷	齊藤 信広	経田、西島		中山 健藏	
	名ヶ滝	山森 武		水落	山田 博之	杉谷内	福江 昇正	胡麻島、西川原		稗田 邦夫	
子撫川流域	別所滝	中山 司		石名田	小倉 良成	名畑	島倉 博	四ヶ村用水		河原 修	
	了輪	山口 誠一		柳原	小倉 良成						
	糠子島	荒井 秋生						小計		25	
								合計ブロック数		103	
小計		27	小計		26	小計		25			